

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が各保護変更決定通知書により請求人に対して行った令和 4 年 1 1 月分から令和 5 年 3 月分までの各保護変更決定処分（以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めているものと解される。

本件被服・文房具代及び本件通信費は、本来、実費控除されるべきであるにもかかわらず、本件各処分はいずれもそれらを控除せずに保護費を決定したものであるから、違法である。

本件被服・文房具代については、請求人は、雇用主からの指示メモ（本件メモ）と領収書を提出しているのであるから、これを経費として控除しなかった処分庁の判断には裁量権の逸脱又は濫用がある。この指示メモ（本件メモ）について、勤務先 2 の店長が記載したものとは判断できないというのであれば、処分庁は、その旨を請求人に告げて、改めて、勤務先 2 の店長からの署名押印付きの指示書を提出するように請求人を指導すべきであった。

本件被服・文房具代のうちキッチンシューズについて、勤務先 1 の就労時に購入した勤務先 1 用各靴の 2 足を引き続き使うように説明されたことはなく、勤務先 2 で必要となった「汚れても良い靴」と勤務先 1 用各靴とは性質を異とするものであるから、引き続き使用すべきとの判

断は著しく合理性を欠いている。

また、本件被服・文房具代のうち仕事用ベルト及びボールペン・メモ帳は、いずれも新しい職場（勤務先２）で必要なものであり、これを基礎控除として経費として認めないことは、請求人にとって酷であるから、経費として控除するのが相当である。

本件通信費については、処分庁は、通信費の実情の聞取調査を行ったが、その実態は判然としなかったと主張するが、処分庁は、どのような資料が必要であるかを被保護者に指導する必要があったにもかかわらず、それをせずに、勤労収入ではなく、その他の収入とし、８，０００円を超える額を収入として認定したものである。しかし、請求人は、割賦販売で購入したタブレットを専らそのために使用し、そのための通信費の控除を求めているものである。

そして、処分庁が主張するような日常用と動画アップロード用で通信費の内訳が分かる資料を提出するように求められた事実はない。それらの資料の提出を求められたのであれば、請求人は速やかに提出することができたものであり、その提出を求めなかった処分庁の対応は違法であるというべきである。

第４ 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和６年 ４月３０日	諮問
令和６年 ７月１１日	審議（第９０回第４部会）
令和６年 ８月 ９日	審議（第９１回第４部会）
令和６年 ９月１２日	審議（第９２回第４部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10が、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定するとしていることから（後記(4)参照）、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定の原則

次官通知第8・2は、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第8・(2)は、実施機関においては、要保護者から提出された収入申告書の内容について、客観的に妥当性を有するものかどうかを十分検討する必要があるとし、客観性をもった裏付けが必要とされている。

(5) 就労に伴う収入（勤労収入）・必要経費（基礎控除）

次官通知第8・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務している者については、基本給、勤務手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費としては、同・(4)に定める基礎控除のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

そして、同・(4)を受けて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・3・(1)・アは、基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知第8・3・(4)・別表「基礎控除額表」（以下「基礎控除額表」という。）の収入金額別区分に基づき認定することとし、同・イは、基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8・3・(1)・アによる勤労収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額によることとしている。また、問答集問8-68は、この「通勤費等の実費を控除する前の収入額」について、源泉徴収される諸経費の全てを控除する前の給与総収入額によることとしている。

基礎控除額表において、収入金額別区分27,000円～30,999円及び31,000円～34,999円に対応する基礎控除額はそれぞれ16,400円及び16,800円である。

基礎控除の性質について、「勤労に伴って必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする」とされている（平成23年7月12日第4回社会保障審議会生活保護基準部会（資料2）「生活保護制度における勤労控除等について」（厚生労働省社会・援護局保護課））。また、「生活保護運用事例集2017（令和3年12月改訂版）」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成、令和3年12月改訂。以

下「運用事例集」という。)も、「基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補てんすることにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものであり、経常的職業経費を対象とするものとされている」としている(運用事例集問7-17)。

(6) 就労に伴う収入以外の収入(その他の収入)・必要経費

次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)は、就労に伴う収入以外の収入の認定指針として、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定することとしている。

運用事例集7-42は、被保護者がブログサイト等を開設し、アフィリエイト広告等により収入を得た場合、勤労収入とみなすか、その他の収入としてみなすかにより取扱いが異なるとし、その者が広告収入を得るために何らかの労働をしていると認められる場合は勤労収入とすべきであるが、単にサイト又はブログに設置してあるだけの広告から得られる収入まで同様に取り扱うべきではないとしている。そして、調査の結果、勤労収入として扱うこととした場合、局長通知第8・1・(3)により農業以外の事業(自営)収入として扱うとし、その他の収入として扱うこととした場合、次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)(上記)により8,000円を超える額について、認定を行うとしている。なお、ネット接続料金や最低限の通信料については、経費としてみなす余地があるとしている。

(7) 冬季加算

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イは、東京都の冬季加算地区区分はⅥ区に当たるとしている。また、同・(1)・ア・(ア)・第2類は、東京都内(Ⅵ区)の1級地(請求人の居住する〇〇区は、これに該当する(保護基準別表第9)。)における冬季加算は、1人世帯においては、11月から翌年3月までに限り月額2,630円を計上することとしている。

(8) 期末一時扶助

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・アは、期末一時扶助費は、12月の基準生活費の算定に当たって計上することとし、〇〇区が該当する1級地—1の区分の1人世帯では、14,160円を計上するこ

ととしている。

(9) 次官通知、局長通知及び問答集並びに運用事例集の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。さらに、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件各処分についての検討

(1) アルバイト収入の認定について

請求人の主張に鑑み、まず、本件各処分のうちアルバイト収入を認定した部分についてみる。

処分庁は、本件各処分を行うに当たり、請求人のアルバイト収入から、基礎控除額を控除しているが、本件被服・文房具代は控除していないことが認められる。

就労に伴う収入（勤労収入）については、その収入を得るための必要な経費に充てるものとして基礎控除が認められており（1・(5)）、基礎控除には、勤労に伴って必要となる被服、身の回り品等の経常的経費が含まれていると解されるところ（同）、本件被服・文房具代はいずれもそのような用途のためのものであり、基礎控除の範囲で賄うべきものと解すべきである。

したがって、処分庁が、本件被服・文房具代がいずれも基礎控除に含まれるものとして、アルバイト収入から控除しなかった判断に違法、不当な点を認めることはできない。

(2) インターネット収入の認定について

次に、本件各処分のうちインターネット収入を認定した部分についてみる。

インターネット収入は、何らかの労働をしていると認められる場合は勤労収入とすべきとされ、単にサイト又はブログに設置してあるだけの広告から得られる収入までは同様に扱うべきではないとされており（1・(6)）、勤労収入と認定された場合には、農業以外の事業（自営）収入として取り扱うとされているところ（同）、請求人が趣味と副業のようなものであると述べていたこと、本件通信費のうち事業用としての経費となり得る動画アップロード用の通信費が日常用と

で区分されておらず明確でないことからすると、処分庁が、勤労収入（事業収入）ではなく、次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)にいう「その他の収入」と認定したことは不合理ではない。

また、収入認定に当たっては客観性をもった裏付けが必要とされるところ（1・(4)）、控除すべき経費についても、客観的な裏付けがあるものに限り認定できるというべきである。

そうすると、ネット接続料金や最低限の通信料については、一般論として控除すべき経費としてみなす余地はあるものの（1・(6)）、本件通信費については、日常用と動画アップロード用とで利用料金上明確に区別ができないから、これを経費として認定することはできない。

したがって、処分庁が、本件通信費を経費として認めず、インターネット収入から控除しなかった判断に違法、不当な点を認めることはできない。

(3) 上記(1)及び(2)以外の部分について

その他、本件各処分において、冬季加算、期末一時扶助の認定等保護費の算定に違算等は認められない。

(4) 結論

したがって、本件各処分のいずれも上記1の法令等の定めに則って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件被服・文房具代がアルバイト収入から控除されないこと及び本件通信費がインターネット収入から控除されないことを不服とし、本件各処分の取消しを求めている。

しかし、本件被服・文房具代は、証憑書類等の提出にかかわらず基礎控除の範囲で賄うべきものであることは上記1・(5)のとおりであり、処分庁が、本件被服・文房具代がいずれも基礎控除に含まれるものとして、アルバイト収入から控除しなかった判断に違法、不当な点を認めることはできない。

また、本件通信費は、日常用と動画アップロード用とで利用料を区分していないとの請求人の発言及び請求人より提示された利用明細を担当職員が確認した内容によれば、本件において、経費として取り扱うべき通信費と経費としては取り扱わない通信費が区別されていなかったことが認められる。そうすると、ネット接続料金や最低限の通信料については、一般論として控除すべき経費としてみなす余地はあるものの

(1・(6))、本件通信費については、日常用と動画アップロード用とで利用料金上明確に区別ができないから、これを経費として認定することはできないとした処分庁の判断に違法、不当な点を認めることはできない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙(略)